

V 国際協力銀行が対処すべき課題

国際協力銀行は、我が国政府の対外経済政策の適切な実施を担う唯一の政策金融機関として、特に以下の課題に取り組んでいく。その際、アジア債券市場育成イニシアティブ（ABMI）、ミレニアム開発目標（MDGs）や国際公約等に基づくODA増額に向けた取り組み、地球温暖化問題への対応、平和構築・大規模災害への対応等、最近の主な我が国政府の対外経済政策等についても、業務運営を行う上で認識・反映していく。

1. 基本的課題

事業に関する課題

1. 民間金融機関の補完・奨励の徹底及び民間資金との役割分担の明確化
2. 効果的な政策実現を図るための多様な金融手段の有機的な活用
3. 国際機関・海外公的機関との積極的な連携
4. 環境問題への配慮の徹底及び環境問題対応への積極的貢献
5. 中堅・中小企業の海外事業運営支援

財務に関する課題

1. 適正な損益水準の確保及び安定的な財務体質の維持
2. 出融資の実行に伴う各種リスクの適切な把握及び管理

組織能力に関する課題

1. オペレーションの機動的・効率的な実施
2. 我が国国民・利用者の意見・要請の適切な反映
3. 情報公開・広報活動の推進
4. 対外経済分野における政策金融機関としての現地機能の活用強化

2. 事業分野毎の課題

1. 国際金融秩序安定への貢献
 - (1) アジア地域における金融・資本市場の構造改善・市場育成支援
 - (2) 新興・体制移行国発の国際金融危機未然防止への対応強化
 - (3) 国際金融危機発生時の機動的・効果的な危機収拾
2. 開発途上国における経済社会開発支援
 - (1) 開発途上国の貧困削減への直接対応
 - (2) 開発途上国の持続的な経済成長を推進する支援
 - (3) 知的協力・技術支援の推進

- (4) 開発パートナーシップの推進
- (5) 国民の参加（開かれた円借款業務）
- (6) 円借款業務の質の向上

3. 我が国にとっての資源の確保

- (1) 我が国として不可欠なエネルギー・鉱物資源の確実な供給確保
- (2) エネルギー・鉱物資源の安定確保のための供給量確保と消費節減の推進
- (3) 我が国へのエネルギー・鉱物資源の供給維持・拡大に繋がる事業の推進

4. 我が国の資本・技術集約型輸出の支援

- (1) 日本企業の輸出競争力確保
- (2) 日本企業の輸出機会創出
- (3) 我が国輸出産業に配慮した公的輸出信用制度改善

5. 我が国産業の国際的事業展開の支援

- (1) 開発途上国における日本企業の円滑かつ国際調和的な事業展開支援
- (2) 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な基盤整備支援
- (3) 開発途上国における日本企業の事業運営に必要な諸制度の整備・改善支援

6. 開発途上国の地球規模問題・平和構築への対応支援

- (1) 地球温暖化問題への支援の拡充
- (2) 地球温暖化問題以外の地球規模問題への対応の強化
- (3) 平和構築への貢献
- (4) 災害への対応

なお、平成 18 年 6 月 2 日公布の「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」に基づき、平成 20 年度に、国際協力銀行の業務のうち、国際金融等業務は新政策金融機関に、海外経済協力業務は独立行政法人国際協力機構に承継されることとなった。また、同年 11 月 15 日には「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が公布され、また「株式会社日本政策金融公庫法」についても平成 19 年 5 月 25 日に公布された。

本行においては、平成 20 年 10 月にスタートを切る予定のかかる新体制への移行準備を着実に行うと共に、本行に課せられた使命を果たす為一層より効果的・効率的な運営を目指し業務に取り組んでいく。